

( 整理番号 2 4 1 8 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 4 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 25 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 10 月 16 日 9 時 59 分 ~ 12 時 30 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等製造業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
開会			
<p>岡田賃金室長</p> <p>定刻より早いですが皆様お集りですので、これより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度長野県計量器等製造業最低賃金の第 4 回専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、本日は委員 9 名中 9 名全員にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の専門部会は原則公開となっております。事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はいなかったことをご報告いたします。改めて、傍聴人の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それでは、これからの議事進行につきまして、沼尾部会長よろしくお願いたします。</p> <p>沼尾部会長</p> <p>昨日に引き続きご出席いただきまして大変ありがとうございます。早速審議に入っておりますが、その前に本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表は山口委員、使用者代表は聲山委員にお願いいたします。</p> <p>それでは金額審議に入ります。今回は残念ながら合意を得ることはできませ</p>			

んでした。今回で4回目となりますので、労使で歩み寄っていただき、是非、全会一致で結審できるようご協力のほどよろしく申し上げます。

では、昨日の双方からのご提示いただいた金額を確認させてください。労働者側からは56円引き上げの1,039円、使用者側からは47円引き上げの1,030円であったかと思いますが、お間違いはないでしょうか。

(「間違いなし」を確認)

分かりました。それでは、昨日以降、もし金額の移動がございましたら、それを伺った上で、その後の協議の形式を決めたいと思います。労働者側から申し上げます。

佐野委員

昨日の審議ではありがとうございました。その後、労働者側で検討しました結果、本日、数字のご提示を申し上げたいと思っております。結論を申し上げますと、労働者側としましては、52円をお願いしたいと思っております。その根拠は二つほどございます。一つは、昨年も1,000円の到達を目指しておりましたので、今年度もここまで目指そうということで、983円からの差は17円でございます。また、県最賃と特定最低賃金の優位性ということで、昨年9月までのことを考えますと、県最賃が948円でしたので、現在の計量器等の983円との差額が35円でございますので、先ほどの17円と35円を合わせて52円というように考えております。もう一つは、この52円という額は、偶然にも県最賃の引上げ率5.27%と同等の水準になることを確認しましたので、こうしたことで本日改めて52円をお願いしたいと思っております。

沼尾部会長

ありがとうございます。労働者側からは52円引き上げの1,035円ということでしたが、使用者側からはいかがでしょうか。

○井出委員

特にはありません。昨日ご提示させていただいた数字が、春季賃上げ率の製造業で一番高い率を見てご提示させていただいておりますので、現在のところは昨日と同様にお考えいただきたいと思います。

○沼尾部会長

ありがとうございます。それではこれからの審議の進め方ですが、昨日同様、個別協議で行うか、あるいは全体協議で進めるかについて、いかがでございましょうか。また、協議の公開、非公開についても改めてご意見を賜りたいと思います。

山口委員

労働者側としましては、昨日からの経過を今お話をさせていただきまして、委員の皆さんにも共有いただいたと思いますので、ここからは、一旦、昨日と同様に個別協議とさせていただければと思います。併せて、議事録の公開についても、昨日と同様に個別協議は非公開でお願いしたいと思います。

沼尾部会長

使用者側はいかがでしょうか。

井出委員

同様でお願いします。

沼尾部会長

それでは、ここからは非公開による個別審議を進めるということをお願いしたいと思います。順番も前回と同様に公・労、公・使の順で進めることによろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

沼尾部会長

それでは、労働者側はお残りいただき、使用者側は一旦退席いただきたいと思います。

< 個別協議 >

< 労働者側の個別協議において、労働者代表委員から公益代表委員に対し、「各種指標における計量器とはん用の比較(一人当たり)」と題する参考資料1枚が提出された。本資料は、使用者側の個別協議においても、労働者代表委員了解の下、公益代表委員から使用者代表委員に配付された。 >

沼尾部会長

お待たせいたしました。それでは公開の上、全体協議を再開したいと思います。本日、長時間にわたりご審議いただきましたが、まだ合意に至っておりませんし、これから合意を得ることも困難だと考えますので、次回に継続して審議することにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、次回の日程については後日調整をさせていただくということでお願いいたします。事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

次回の日程につきましては、会場の予約をしつつ、委員の皆様のご予定を確認させていただきまして、できるだけ期間を開けない日程で調整していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

倉崎部会長代理

今後の見通しですけれども、本日、労使双方からお話を伺い、双方に頑張って歩み寄りをいただいて、労働者側は50円引上げ、使用者側は49円引上げということで1円の差というところまで来て、それがどうしても埋まらない状態ですけれども、そうは言っても、やはり公益見解は避けたいところではありますので、次回期日までにこの1円の差を克服できないかという検討はお願いしたいと思います。それで、次回期日の冒頭に検討結果をお示しいただき、その結果がどうしても不一致であるとするならば、公益見解になるという流れで考えておりますので、そのような仕組みであることをあらかじめご承知いただいた上で、次回に向けたご準備をお願いしたいと思っております。

沼尾部会長

よろしいでしょうか。それでは閉会といたします。本当にお疲れ様でした。

閉 会